

事業名		彦岐市戦没者遺族弔慰金				作成日	24年 5月 31日			
実施方法		<input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> その他				課名	市民福祉課			
総合計画上の位置付け	基本指針	(2) 福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり～福祉・健康～				班名	地域福祉班			
	施策	<3>安心、ゆとりのある福祉社会の実現				事業分類	1	公的関与	9	
	主要施策	②地域福祉社会づくりの推進				予算費目	会計	一般会計		
	牽引プロジェクト	<input type="checkbox"/> いきいきわくわく観光コンピニエンス構想 <input type="checkbox"/> めざせ日本一！いきいき食の原産国構想 <input type="checkbox"/> 古代浪漫の宝庫！歴史と文化の島づくり構想 <input type="checkbox"/> 蛍が乱舞！悠々快適いきいきアイランド構想					款	民生費		
個別計画名										
行財政改革大綱上の位置づけ	推進施策									
	重点事項									
市民の参画・協働の手段										
事業の対象・目的・内容	対象（誰を、何を）		目的（どういう状態にしたいのか）							
	明治、大正、昭和にかけての戦争による戦没者の遺族で、市内に住所を有し、戦傷病者戦没者遺族等援護法、恩給法、その他特別法による措置の対象とならない遺族。		戦争の悲惨さを風化させることなく恒久平和の趣旨を育むとともに、戦死者を弔い、遺族を慰めることを目的とする。							
	事業内容（どのような方法で、何を行うのか）		旧町より引き継いだ対象者台帳を基に毎年台帳の精査を行い、対象者への周知を行う。請求者に対し、戦没者1名につき1万円を支給。							
事業期間		平成 年度 ～ 平成 年度（ 年間）				<input checked="" type="checkbox"/> 期間設定なし				
根拠法令・要綱等		彦岐市補助金等交付規則								
事業費 / 年度		平成 22 年度（決算）		平成 23 年度（決算）		平成 24 年度（予算）				
直接事業費（千円）		2,250		2,190		2,350				
財源内訳	国・県支出金									
	地方債									
	その他特定財源									
	一般財源		2,250		2,190		2,350			
人件費（千円）		481		481		481				
内訳	職員（人・千円）		0.08 人	481	0.08 人	481	0.08 人	481		
	嘱託（人・千円）		人	0	人	0	人	0		
活動・成果指標	活動・成果指標名 (事業計画の進捗状況・達成度を示す。)			単位	22年度 (実績)	23年度 (目標)		24年度 (目標)	25年度 (目標)	
	① 請求に基づく支給件数			人	225	235	219	235	235	
	②									
	③									
設定理由		国の給付金等の支給対象とならない遺族で、実質供養等を行っている者に対し、あくまで、本人の申告・意思により支給するものであり、請求内容を吟味し、適正に支給することを目的とする。なお、対象者数は、台帳に加え、市内12地区遺族会への協力依頼等による新規分を見込んで目標を設定。								

【 1 次 評 価 】					
妥当性	市民のニーズを反映しているか	<input checked="" type="checkbox"/> 反映している	<input type="checkbox"/> 一部反映していない	<input type="checkbox"/> 反映していない	
	行政が実施することが適当か	<input checked="" type="checkbox"/> 適当である	<input type="checkbox"/> 一部適当でない	<input type="checkbox"/> 適当でない	
	国や県、民間等のサービスと重複していないか	<input checked="" type="checkbox"/> 重複していない	<input type="checkbox"/> 一部重複している	<input type="checkbox"/> 重複している	
	社会情勢の変化で実施意義が低下していないか	<input checked="" type="checkbox"/> 低下していない	<input type="checkbox"/> 一部低下している	<input type="checkbox"/> 低下している	
有効性	説明	国においては遺族の精神的苦痛に対して特別な慰藉を行うため、給付金等を支給しているが、市としてもこの趣旨にならぬ、戦没者遺族援護の一環として事業を行うことは妥当である。 ・国が支給している給付金等の対象とならない遺族へ支給しているので、サービスは重複していない。 ・終戦から長年経過したとはいえ、遺族の苦痛が消えることはなく、社会情勢が変化しても、このことに対する慰藉と援護については普遍であるので、実施意義は低下していない。			
	説明	戦没者遺族の福祉という点で、国の支給基準から外れた遺族に対しても一様に甲慰金を介して、慰藉の一端を担うという基本的な援護事業である。また、消えることのない遺族の苦悩に対し、事業の継続性が求められる。			
達成度	事業は当初の計画どおり実施されたか	<input checked="" type="checkbox"/> 実施された	<input type="checkbox"/> 一部未実施	<input type="checkbox"/> 実施されなかった	
	成果指標は達成したか	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての指標達成	<input type="checkbox"/> 一部未達成	<input type="checkbox"/> 達成しなかった	
効率性	説明	10年ごとに行われる国の給付金への移行により支給対象から外れる遺族が発生したこと、及び時間が経過していることに伴い、遺族内での請求調整がつかないなどの要因で、対象者全員の請求には至らなかったが、実質的に要件を備える者からの申告、意思により請求を受け付け、内容を審査し、適正に支給するという観点からは成果指標を達成したと言える。			
	説明	事業実施に当たっては、周知文書を作成し、各遺族会に協力依頼したことにより、事業内容の周知徹底が図られた。特に新規対象者の掘り起こしには有効であった。 ・台帳整備については、不確定要素(死亡による請求者変更・請求に係る親族間調整等)が多いので、継続して諸データを積み上げて実施体制を整える。 ・援護の一環として行っている事業であり、甲慰金の趣旨から民間を活用する性質のものではない。また、請求資格等の調査は、戸籍業務によることとなるので、民間委託に適しない業務と考える。			
個別評価	妥当性	4	有効性	4	4 = 適切・十分 3 = 概ね適切 2 = やや不適切・やや不十分 1 = 不適切・不十分
	達成度	3	効率性	4	
総合評価		A A = 拡大・現状維持 B = 事業の進め方の改善検討 C = 事業規模や実施主体の見直し検討 D = 抜本的見直し、休廃止の検討			
今後の方針	方針	<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 統合 <input type="checkbox"/> その他の見直し <input type="checkbox"/> 休・廃止 <input type="checkbox"/> H23年度で事業終了			
	今後の改革・改善目標				

【 2 次 評 価 】 対象 対象外

今後の方針	方針	<input type="checkbox"/> 拡大	<input type="checkbox"/> 現状維持	<input type="checkbox"/> 縮小	<input type="checkbox"/> 統合	<input checked="" type="checkbox"/> 見直し	<input type="checkbox"/> 休・廃止
	意見等						